

第2期水俣市空家等対策計画素案についてのパブリック・コメント

実施結果及び市の考え方について（案）

「第2期水俣市空家等対策計画素案」について、市民の皆さまからの御意見を募集しましたが、寄せられました御意見と、これらに対する市の考え方を下記のとおり掲載いたします。御意見をお寄せいただきありがとうございました。

記

1 募集期間

令和5年1月10日（火）～令和5年1月31日（火）

2 閲覧場所

市役所庁舎内（3階行政資料閲覧コーナー）、もやい館2階受付前、もやい館1階保健センター、総合医療センター、市立図書館、おれんじ館、愛林館、湯の鶴温泉保健センター、市ホームページ

3 御意見総数（意見提出者数）

提 出	1 件
郵 送	0 件
F A X	0 件（0 人）
E メール	0 件（0 人）
計	1 件（1 人）

4 御意見の取り扱い

意見を踏まえ、素案を修正・追加補足するもの	0 件
今後の取り組みの参考とするもの	1 件
ご意見の趣旨や内容について、考え方を盛り込み済みのもの	0 件
その他	0 件

1 パブリック・コメント意見に係る市の考え方

No	項目名とページ	意 見	市の考え方
1	7 P 第2章 空き家の現状と課題 4 空き家の状況等 (2) アンケート調査 ① 空き家を維持管理する上での問題点 ② 今後の空き家の利用方法	①当然であるが、空き家の維持管理は大変、それぞれに理由があるのは理解できるが、「特にない」人が、維持管理をちゃんとしていない、もしくは管理方法が悪い、あるいは管理の不行届でどんどん利用価値がなくなり、いずれそれがお荷物になるのであれば、この維持管理の仕方を市がどこまで手伝えるかが、その後の空き家活用のポイントになるのではないかと。 しかし、ここで立ちふさがるのが、②の利用方法で「手離さない」人の多さ、およそ半数の人が自らの手から遠くには渡さない。 これでは利活用のしようが無い。 活用して欲しい人と活用したい人のマッチングがもっと簡単にできないものか。 空き家バンクの進捗も流れるようにスムーズにどんどんとはいっていないようだし、色々な部分のハードルを下げて、どちらにとっても（特に使いたい人）お得な物件として用意できないと、この問題は解決しない気がする。 岐阜県各務原市の同様のシステムはとてもうまくいっていた。 本市のそれとどこが違うのか、比較してみると良いかも。	貴重なご意見ありがとうございます。 市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、所有者等に空家等の状況について情報の提供、維持管理の助言等を行っており、所有者等の対応や空家等の状態によっては、特定空家等として認定し、指導等の厳しい対応も行っています。 また、老朽化し、周囲に悪影響を及ぼすおそれのある空き家については、除却に関する支援制度により、除却を進めていますが、令和5年度からは、景観や防犯上の問題がある空き家の除却を対象に加える等、補助対象を更に拡大し、市民の安心・安全な生活を守っていきたいと考えています。 なお、空き家の利活用について頂いた御意見については、今後の取組みに活かしていきたいと考えます。